令和８年度島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金

島原市では、地球温暖化対策として再生可能エネルギーの 導入促進および 自家消費促進のため、島原市内の住宅や事務所に設置する**太陽光発電設備・蓄電池の費用の一部を補助**します。

●補助対象設備・補助金額

太陽光発電設備	蓄電池
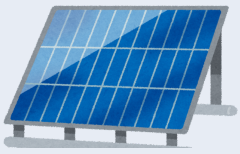	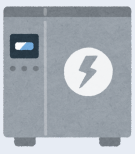
個　人：7万円／kW	蓄電池価格・工事費の1/3
事業者：5万円／kW	※蓄電池のみは補助の対象外

※補助金額の計算方法の詳細については、補助金の交付要綱をご確認ください。

●補助対象者

○個　人：島原市内において、自ら所有し居住する戸建て住宅、又は自ら所有し居住するために新築等を行う戸建て住宅に補助対象設備を設置する方。

○事業者：島原市内において、自らが業務を行う事務所等、又は業務を行うために新築等を行う事務所等に太陽光発電設備を設置する法人又は個人事業主。

【申請先・お問い合わせ】

島原市 市民部 環境課 ゼロカーボン推進室
[所在地] 〒855-8555　島原市上の町537番地
[電　話] 0957-63-1111　（内線193）
[メール] kankyo@city.shimabara.lg.jp
開庁時間：8時30分～17時15分（土日、祝日は休庁日）

詳細はこちら

●主な申請要件（要件の詳細については、補助金の交付要綱をご確認ください。）

◆共通事項

✓島原市内に設置されるものであること。
✓PPAまたはリース契約によるものでないこと。
✓他の法令または予算制度に基づき国の負担、又は補助を得て実施する事業でないこと。
✓整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。中古設備は補助の対象外です。
✓法定耐用年数（17年）を経過するまでの間、J-クレジット制度への登録を行わないこと。

◆太陽光発電設備

✓太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。
✓固定価格買取制度（FIT）及びFIP制度の認定を受けないこと。
✓補助対象設備で発電した電気のうち、一定割合以上の電気を自家消費するものであること。
（個人：30％以上、事業者：50％以上）

◆蓄電池

✓太陽光発電設備の付帯設備として導入するもの。
※蓄電池のみの導入は補助対象外です。

●手続きの流れ

交付申請書提出（10/30まで） → 交付決定 → 契約・発注→工事 → 実績報告書提出（11/30まで） → 補助金額確定・交付

✓交付申請書は提出期限日までに【市民部 環境課 ゼロカーボン推進室】へ提出してください。
✓申請の受付は先着順に行い、予算の上限に達した場合は締切前に受付終了します。
✓原則、交付決定後に契約・発注・工事着手した事業のみ補助の対象となります。
ただし、新築住宅と併せて契約・発注する場合は、補助対象設備の設置が着工前のものに限り対象です。
✓工事が完了した日から30日以内、または11月末日までのいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要です。

●太陽光発電設備等を設置した翌年度の発電量及び自家消費量の報告が必要です。
●既に設置済みのもの、契約済み（新築に伴う設置は除く）のものは補助の対象外です。
●要綱の規定を遵守しない場合、交付決定の取り消しや補助金の返還を求める場合があります。

【申請先・お問い合わせ】

島原市 市民部 環境課 ゼロカーボン推進室
[所在地] 〒855-8555　島原市上の町537番地
[電　話] 0957-63-1111　（内線193）
[メール] kankyo@city.shimabara.lg.jp
開庁時間：8時30分～17時15分（土日、祝日は休庁日）

脱炭素重点対策実施地域